

# Progress~進歩~

一期一会

24年12月号(広告)  
2012年12月1日発行  
三宅孝治(中国税理士会 倉敷支部員)  
三宅孝治税理士事務所  
(株)シーエムエス  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第67号  
発行担当者:寺田 早織



今年も残り1ヶ月となりました。年末に向けてご多用な時期だと思いますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。1年を振り返ってやり残したことはないか、また来年の抱負を考えながら、1日1日を大切に過ごしていきたいですね。

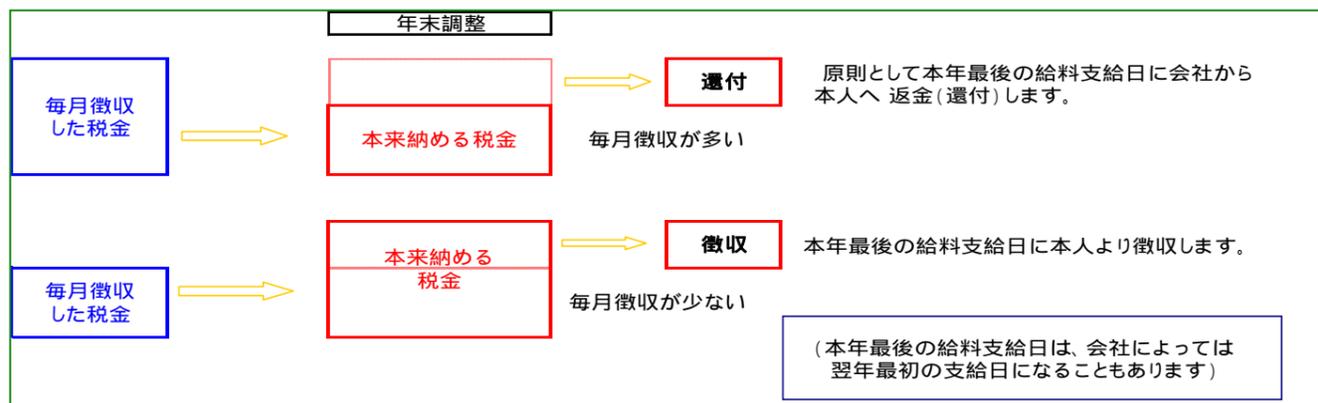
## 年末調整

今月のテーマ:

年末調整とは・・・

1年間の所得税を計算し源泉徴収された金額との過不足を求め、その差額を徴収または還付する手続きのことをいいます。もともと所得税は、毎月の給与と賞与から天引きされています。この天引き額は源泉徴収税額表を使って算出されたもので、その人の給与、社会保険料の額、扶養人数を基準とした概算にすぎません。

納税すべき税金の正確な額は、**年の途中の昇給、扶養人数の増減やその人達の年齢や状況、保険料の額、配偶者の年収**など年末にしか確定しない事情も含めて計算する必要があります。このため、どうしても正確な納税額と、毎月の給与と賞与から天引きした税額の年間合計額には過不足が出てしまい、その差額を精算する必要が出てくるわけです。



年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人の全員について行ないますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。対象となる、ならないは下記のいずれかに該当する人です。

### 【対象となる人】

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の途中で退職した人のうち次の人  
死亡により退職した人  
著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人。  
12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人。  
いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人  
(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けること見込まれる場合を除きます。)
- (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。)

### 【対象とならない人】

- (1) 本年中に主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人。
- (2) 災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人。
- (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人や、年末調整を行なうときまでに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人。
- (4) 年の途中で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人。
- (5) 非居住者
- (6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など(日額表の両欄適用者)

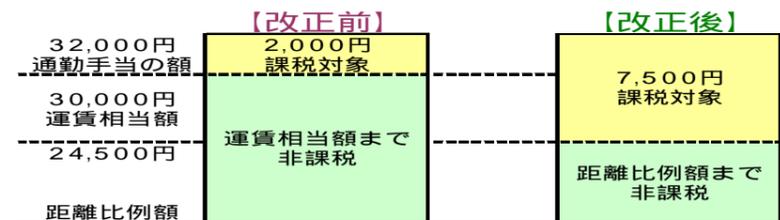
## 昨年と比べて変わった点



1. 生命保険料控除が改組されました。(Progress24年10月号(第65号)に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。)
2. 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、**翌年1月20日**とされました。

源泉所得税の区分	納期限	
	改正前	改正後
1月から6月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	7月10日	7月10日
7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	翌年1月10日	翌年1月20日
「納期限の特例」の届出書を提出している者で一定の要件を満たす場合	翌年1月20日	廃止

3. 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。運賃相当額が距離比例額を超える場合に、**運賃相当額(最高限度:月額10万円)までが非課税とされる措置が廃止されます。**  
《例》通勤距離片道 50km(距離比例額 24,500円)  
運賃相当額30,000円、通勤手当32,000円の場合



詳しくは当事務所までお気軽にお問い合わせ下さい。

## 平成25年分の所得税から、復興特別所得税が導入されます

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得から源泉徴収すべき所得税の額の**2.1%**相当額が、復興特別所得税として源泉徴収されます。

これにより、当事務所の報酬の源泉所得税も変わります。詳しくは担当者がお伝えいたしますので、よろしくお願致します。

## 所内でセミナーを行いました



11月17日(土)に当事務所南セミナー室でお客様にお越し頂き、「決算書の見方・考え方・活用法」というテーマでセミナーを行いました。当事務所では度々このようなセミナーを行なっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

### ~お知らせ~

勝手ではございますが、**12月29日(土)~1月6日(日)**の期間弊社のリフレッシュ休暇を頂きます。ご不便、ご迷惑等をお掛け致しますが、よろしくお願致します。リフレッシュ後は、スタッフ一丸となってより一層のサービス向上に努めさせていただきます。

### <12月スケジュール>

6	(木)	*経営計画書作成セミナー: Vision
10	(月)	*11月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	(月)	*10月決算法人の確定申告・納付期限
		*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の7・1月決算法人)

12月31日(月)が税務署・金融機関が休日のため申告納付期限は、平成25年1月4日(金)となります。

### <Vision>

毎月開催中の**経営計画作成セミナー: Vision**  
今月の開催日は**12月6日(木)**です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。  
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月17日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月11日(金)
2月14日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月8日(金)